

2014年3月27日

エコ・パワー株式会社

代表取締役社長 周布 兼定 様

一般社団法人 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

## 「石狩湾新港ウインドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に関する意見

### 1. 対象事業実施区域、ならびに調査地域およびその周辺（準備書4～7頁）

準備書4～7頁では、経過措置の中で方法書とされた段階から、「定格出力」を最大30,000kWから12,000kWに、「対象事業実施区域」の面積を約1,704haから約33haにそれぞれ縮小したと記されている。しかし、方法書段階では、対象事業実施区域と定格出力について最大値だけが示され、風力発電機の基数も設置場所も示されていなかったので、環境影響評価の方法書としては大きな欠陥があった。そのため、この事業計画が「縮小した」という表現は、まったく論理的ではなく、国民・住民を欺く手段に過ぎない。

重大な論点は、方法書段階において当会意見書（2012年5月12日付）で述べたように、定格出力、風力発電機の基数、設置場所が明確になった段階から、真の環境影響評価を始めなければならないことである。今回の準備書段階において初めて定格出力、基数と設置場所が明らかにされたので、まず、計画の縮小という表現は撤回し、新たに示された定格出力、基数、設置場所に対する環境影響評価を真摯に進めるべきである。

これに対して、対象事業実施区域と調査地域について、準備書7頁に、以下の表現がある。すなわち、『方法書時点の対象事業区域と比べ、現計画における対象事業区域は大きく縮小された。しかしながら、本書「第3章 対象事業区域及びその周囲の概況」及び「7章 環境影響評価の結果」に示す文献調査及び現地調査等の結果は、方法書時点の対象事業区域に準じた地域において広く実施した。以上から、それらの調査を実施した概ねの調査地域（図2-2-2参照）及びその周辺地域を、本書においては、「調査地域及びその周辺」と示すこととし、現計画における対象事業区域及びその周辺の地域とは区別して表現する。』

しかし、この「調査地域及びその周辺」は、後述するように、事業対象地域及びその周辺の自然環境や生活環境への悪影響が懸念される範囲を決してカバーしていないため、大きな問題となる。前段落で示した準備書の表現は、あたかも広い調査地域で十分な調査をしたかのように受け取られるが、まったくそのことを意味しない。さらに、現在の計画は、方法書段階における対象事業実施区域の西端に位置するため、実際の調査範囲がその東側に広く、西側に及ばない大きな欠点がある。以上は、準備書の非常に大きな欠陥であり、かつ大きな誤魔化しであるので、決して許されることではない。

### 2. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況（準備書91～94頁）

準備書では、調査地域及びその周辺に点在する一般住宅や学校、病院等、環境保全上配

慮する必要のある施設は、対象事業区域から約 1.3km（風力発電設置位置からは約 1.5km）に位置することを述べている。

ここでは、風力発電による種々の環境影響がわずか 1.5km の範囲に限られること、そして、環境影響評価の調査地域について科学的根拠を示さないまま小面積に限定していることが大きな問題となる。

方法書段階の住民意見の概要に対する事業者の見解の中で、「2km 圏内に 6 つの教育・厚生・福祉施設、3km 圏内に広げると 14 の同施設が加わる」旨の住民意見に対して、「教育、福祉施設、病院等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居地域に関しては、風力発電機との距離を踏まえ、騒音等の環境影響を極力回避した計画としました。」との事業者見解が示されている（準備書 155 頁）。

しかし、実際には、風力発電機から 1.5km の範囲内に限って配慮するとしているので、影響の及ぶ範囲を十分にカバーしていない。後述する低周波音・超低周波音による影響は、国内外において、800～1,500kw の風力発電機設置によって約 2.5～3km 範囲における健康被害の事例が知られ、出力が大きくなるとそれらの影響範囲が拡大することが指摘されている。したがって、3,000kW の場合には少なくとも 5km 範囲の調査地域が必要である。事前に環境保全を考え、健康被害を防ぐことを考えると、1.5km 範囲の調査は論外となる狭さであり、大きな問題点となる。そのため、風力発電施設を設置後にこれら 5km 範囲内に健康被害が生じた場合に、本来とるべき事業者の責任を回避していると考えざるを得ない。繰り返すが、事前に行う環境影響評価において、調査予測を行う地域を小面積に限定することは、決して許されることではない。

5km の範囲を対象とすると、一般住宅や学校、病院等、環境保全上配慮する必要のある施設は多数ある。花川団地や花畔団地などの一般住宅に加え、学校では、双葉小学校、紅南小学校、南線小学校、樽川中学校、花川北中学校、花川南中学校、石狩南高校、藤女子大学のほか、手稲高等養護学校、北陽幼稚園やまきば保育園など多数の幼稚園・保育園、石狩病院や花川病院など多数の病院、さらには児童館、老人施設などの福祉施設が多数あげられる。3km 範囲でも、既述のように、これらは相当数に及ぶ。したがって、一般住宅や諸施設を含む広い範囲を調査対象として、十二分な環境影響評価を行うべきである。

### 3. 騒音、低周波音・超低周波音の影響について（準備書 203～225 頁）

#### （1）調査地点

準備書 204～205 頁（図 7-1-1 など）に示されたように、騒音及び超低周波音調査地点は、風力発電機から 0.9～3.6km 離れた 5 地点である。しかし、調査地点の配置をみると、南西方向に調査地点がまったくなく、北東方向には漁民団地会館（3.6km）、南東方向につばめ公園（1.9km）、そして南方向には樽川公民館（2.7km）を最大離れた調査地点としている。

このように準備書では最大 3.6km の調査を行っているが、その調査範囲が北東方向だけ遠距離になり、東・南・南西方向には相当に短くなっていることは非論理的・非科学的である。それは、3～4km 範囲の東～南方向に花川団地や花畔団地などの一般住宅や石狩市街地があり、また、この地域の主風が北西と南東方向にある（25～28 頁）からである。

騒音、低周波音・超低周波音の環境影響評価では、まず、南西方向の手稲高校やオーシ

ヤンズパーク（パークゴルフ場）、最も近接した工業団地、ならびに南～東～北東方向における一般住宅などにそれぞれ調査地点が必要であり、それらの距離範囲は本来、5km範囲で行うべきである。準備書のように、3.6kmの範囲を調査地点とするならば、その距離範囲で全ての方向で調査しなければならない。そのように考えるのが論理的である。最も近接する工業団地では、多数の労働者が働いており、そこでの調査地点が必要である。

#### （2）低周波音・超低周波音について（準備書 219～225 頁）

準備書 219 頁に、『G 特性音圧レベルの参考値については「低周波音問題の手引き書（環境省、平成 16 年 6 月）の中で心身に係る苦情の場合の評価のための参考値として示された値を参照したものである』と記されている。

しかし、平成 20 年 4 月 17 日における環境省水・大気環境局大気生活環境室から各自治体騒音・振動担当者への事務連絡において『参考値は低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参考値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が 10% 程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。』と明記されている。

したがって、220 頁の表 7-1-15 「超低周波音測定結果一覧」に示された、G 特性音圧レベルの参考値（dB）として 92 をあげる意味がない。問題点は、国内外の健康被害例が上記の個人差を含んで一定の距離範囲で同じ症状が生じているので、そのような健康被害を防ぐような環境影響評価ができているか、である。その点で、G 特性音圧レベルでの影響予測だけではまったく不十分であり、低周波音・超低周波音の原データを人為的に操作しないで把握する必要があり、他地域の健康被害例を考慮した予測を行うべきである。

#### 4. 風車の影について（準備書 226～236 頁）

風力発電機のシャドーフリッカー（ストロボ現象）については、まずは日中の影響が重要である。そのため、近接する工業団地・事業所への影響は大きなものと考えられるが、その予測がまったく記述されていない。また、それに対する具体的な対策について、さらに周辺の道路を通行する車両への影響についても予測がない。

また、シャドーフリッカーの影響は、低周波音・超低周波音の影響よりさらに遠距離に及ぶと指摘されているので、風車の影調査地域が風力発電機から 1.3km の範囲に限られていることは、この準備書の大きな欠点となる。とくに低平な地形の調査地域周辺において高さ約 130m の風車群が建設されると、その影響範囲は相当に長くなると考えるのが科学的である。

国内でシャドーフリッカーによる健康被害と風車の日中停止の事例が知られているので、十分な事前の影響評価が必要である。したがって、風車の影については、調査範囲を 5km 以上の距離範囲に拡大して、十分な環境影響評価を行うべきである。

さらに、北海道が定める「すぐれた自然」である自然なカシワ海岸林に対して、年間を通じてシャドーフリッckerの影響が及ぶ。このカシワ林を中心とした自然生態系へのシャドーフリッckerの影響についても、十分な環境影響評価が必要である。

## 5. 動物への影響について（準備書 237～401 頁）

現計画の調査範囲は、例えば、図 7-3-2 鳥類調査地点位置図（244 頁）に示されているように、方法書段階の対象事業実施区域であり、準備書段階で初めて公表された風車建設位置はその区域の西端に位置する。そのため、実際の調査は、風車建設位置を取り巻く範囲で行うべきであるが、方法書段階ですでに行なった調査をそのまま踏襲しており、暗に、準備書に向けて新たに調査しなかったことを示している。この点は、前項までのすべての項目に関係した大きな問題点であるが、とくに飛翔性の高い鳥類や移動性の高い哺乳類などへの環境影響を評価する際には、事業実施区域の西～南西側、すなわち小樽市側が調査されていないことは大問題である。

鳥類については、衝突確率を計算して影響の少なさを述べているが（341～378 頁）、前段落に指摘した調査地域に関する大きな欠点とともに、観察日数が少ないと、それにもかかわらず多数のマガノリやオジロワシが確認されていることから、準備書の予測は大いに信頼性を欠いている。改めて、広域の調査範囲において真摯な鳥類調査と新たな予測を行うべきである。

鳥類の風車衝突率推定に用いた渡り鳥定点調査、冬季ワシ類等調査地点は風車建設予定地点に近接しており（244 頁、図 7-3-2）、この地点に定点をおいたことが調査結果に影響している可能性、すなわち観察者への忌避により鳥類の出現状況が低下した可能性が考えられる。さらに、鳥類の飛翔図をみると、例えば 302 頁のミサゴや 304 頁のオジロワシなどでは、事業地周辺でトレースが途切れ、その後計画地に侵入した可能性のあるものや、あるいは事業地内から出てきた可能性のあるものがみられる。これらのトレースは評価に大きく影響するもので、その精度は非常に重要である。なぜトレースが途切れているのかは不明であるが、事業地周辺であるにもかかわらず追跡できない場所を定点としたのであれば調査手法として問題である。また、鳥類の飛翔状況調査が一回に 30 分間しか行われていないが、鳥類の出現は時期だけでなく時間帯や気象条件等に大きく左右されることから、調査結果の有効性は疑わしい。

一方、8 章（513 頁および 515 頁の(3)）の環境保全措置において、鳥類等の衝突事故については自社マニュアルに基づき、稼働後のモニタリングの適切な実施・検討を行うとある。衝突後落下した鳥類の死骸は短期間のうちに死肉食者に持ち去られるなど、精度の高い衝突数の算出は容易ではない。高頻度の死骸探索調査の実施や、衝突事故監視カメラの設置等が必要と思われるが、本事業では稼働後の衝突数推定のためにどのような手法を用いる予定であるのかを具体的に示すべきである。

以上について、換言すると、今回の準備書における調査は方法書段階の地域で行われたので、特に小樽市側の動物・植物・生態系の調査が極めて不十分であり、調査に大きな欠陥がある。風車の規格も建設場所も明らかにしない方法書段階で設定した調査地域における調査であるので、「環境影響評価法改正前の駆け込み申請」の欠点をそのまま踏襲している。とくに小樽市側の動物調査が必ず必要である。

## 6. 環境影響評価の手続きについて

環境影響評価に関する公表書類は、広く住民が精読し、意見を提出できるような体制にすべきである。しかし、事業者は、著作権保護を主張して準備書をコピーできない状態で

公表した。しかし、この対応は、国民誰もが意見を述べることができる環境影響評価の手続きを無視したやり方であり、法の根本理念に反するもので、決して許されることではない。

また、住民説明会は、関係する小樽市、札幌市でも開催し、広く住民の理解が得られるように実施すべきである。3基は小樽市域、1基は石狩市域に予定されているが、その影響が及ぶ範囲として札幌市も想定される。また、事業予定地域周辺は、海水浴や釣り等の触れ合いの場として、多数の札幌市民が訪れる場所である。したがって、住民説明会は、石狩市だけではなく、小樽市と札幌市でも開催すべきである。

札幌市を中心とした大都市圏において、風力発電の悪影響を十分に防ぐべき環境影響評価が必要であるが、この準備書はそれを軽視していると判断されるので、責任は重大である。真摯な環境影響評価を強く求めるところである。